

公益財団法人石狩市スポーツ協会加盟団体負担金に関する規程

平成10年4月9日 制定

令和6年3月13日 改正

(目 的)

第1条 公益財団法人石狩市スポーツ協会（以下「協会」という。）に加盟する単位団体は、協会の運営のために毎年度定められた負担金を納めるものとする。

(決 定)

第2条 負担金は、毎年度理事会において決定する。

(計 算)

第3条 負担金は、次の各号の合算額とする。

(1) 均等割

加盟1団体当たり5,000円とする。

(2) 登録人員割

前年度における各加盟団体の登録人数に100円を乗じた額とする。

ただし、スポーツ少年団本部については、登録人員に50円を乗じた額とする。

(納 入)

第4条 前2条において決定された負担金は、決定後すみやかに協会に納入するものとする。

附 則

この規程は、平成10年4月9日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。(令和6年3月13日第5回理事会決議)